

第8回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成24年2月13日(月)10:00～

議事堂2階 201委員会室

- 1 条例中間案に対する執行部からの意見聴取について
- 2 その他

添付書類

健康福祉部資料

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案 |
| 資料2 | みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案の概要 |
| 資料3 | みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案の体系 |
| 資料4 | 歯と口腔の健康づくり条例検討会の展開(案) |
| 資料5 | 市町の取組を選定するに当たっての参考資料 |

平成24年度三重県歯科保健医療対策(案)

健康福祉部資料1

みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく歯科保健施策の推進 8020運動の推進

	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障がい(児)者
総合	歯科保健計画の策定等				
	(新規) 歯科保健推進緊急雇用創出事業 1-(5) (31,791千円) ・歯科保健現状把握調査 ・指導用媒体作成 ・企業等での歯科検診、歯科保健指導の実施				
う蝕予防対策	次世代育成事業 1-(1)- ・児童相談所一時保護所での歯科健診、保健指導の実施 ・食育の推進 ・妊産婦への歯科保健啓発				
	学校歯科保健推進事業 1-(1)- ・学校歯科保健研修会開催 ・学校歯科保健出前トーク ・学校での歯科保健指導 ・先進地視察研修会				
	フッ化物洗口推進事業 1-(1)- ・学校におけるフッ化物応用マニュアルの作成 ・う蝕予防研修会 ・施設でのフッ化物洗口の実施				
	地域歯科保健実践事業 1-(1)- ・市町、地域商店街、中学校、マタニティークリニック等での歯科保健指導				
歯周疾患予防対策	歯周疾患予防対策事業 1-(1)- ・成人歯科健診研修会 ・特定保健指導における歯科保健指導モデル事業				
口腔ケア	在宅歯科医療連携室整備事業 1-(2) (8,160千円) ・口腔ケアステーションの設置 ・口腔ケアステーション連絡協議会 ・研修会の開催 ・病院歯科連絡調整会議 ・介護施設における口腔ケア現状把握調査 ・医科・歯科連携先進地視察研修 ・中山間地域への歯科医療の充実				
	在宅歯科診療設備整備事業 1-(6) (19,000千円) 在宅歯科医療研修事業 1-(7) (287千円)				
ネットワークづくり	みえ歯 - トネット事業(障がい者歯科ネットワーク事業) 1-(1)- ・みえ歯トネット運営協議会 ・障がい者歯科研修会 ・障がい者施設での健診、歯科保健指導				
	地域8020運動推進協議会 1-(1)- (鈴鹿、津、松阪、南勢志摩、紀南、伊賀)				
人材育成	地域歯科保健支援事業(市町支援) 1-(1)- ・歯科保健担当者会議 ・指導、技術支援				
	公衆衛生学院における歯科衛生士の育成 4 (44,163千円)				
その他	三重県8020推進員普及活動事業 1-(1)- ・三重県8020推進員登録システム ・地域歯科保健研修会(年6回以上) ・8020推進員各事業への参加				
	(新規) 歯科保健医療災害対策事業 1-(4) (2,569千円) ・災害対応委員会の開催 ・市町食支援状況、避難場所環境状況、歯科医療衛生用品備蓄調査 ・災害対応マニュアルの作成等				

三重県における歯科保健医療対策（平成24年度予算案及び23年度当初予算）

県が実施する事業

- 1 歯科保健推進事業 77,887千円 （平成23年度 144,297千円）
 - (1) 8020運動推進特別事業（国・県） 15,396千円
障がい者を含めた、乳幼児から成人までの各ライフステージに応じた歯科保健対策を行う。
学校歯科保健推進事業
次世代育成支援事業
フッ化物洗口推進事業
障がい者歯科ネットワーク事業
歯周疾患予防対策事業
8020運動推進員人材育成事業
地域歯科保健実践事業
地域歯科保健支援事業
 - (2) 在宅歯科医療連携室整備事業（国・県） 8,116千円
歯科診療所への来院困難な者が、地域で安心して歯科医療が受けられるように医科、介護との連携を図り訪問歯科診療体制整備を行う。
 - (3) 歯科保健推進事業（県10/10） 728千円
今後の県の歯科保健施策の基本的方針を検討し、計画を策定する。
 - (4)（新規）歯科保健医療災害対策事業（県10/10） 2,569千円
災害時における迅速な歯科医療提供体制の確保や、平時からの災害に備えた歯科医療体制の整備を行う。
 - (5)（新規）歯科保健推進緊急雇用創出事業（県10/10） 31,791千円
地域課題に応じた歯科保健施策を展開するにあたり、現状把握調査を実施するとともに、広く県民に歯科保健の重要性を周知する。
 - (6) 在宅歯科診療設備整備事業（国・県・事業者1/3） 19,000千円
高齢者、障がい者等の在宅歯科医療の充実を図るため、在宅歯科診療の設備整備を行う。
 - (7) 在宅歯科医療研修事業（地域医療再生基金） 287千円
医療関係者に対して摂食・嚥下機能や専門的口腔ケアの研修を行い、質の高い口腔ケアが入院患者等に提供されることを目的とする。
- 2 障がい者（児）歯科診療事業（県10/10）
12,203千円 （平成23年度 12,283千円）
障がい児（者）の歯科医療を担う障がい者歯科センターの運営費用
- 3 歯科技工士確保対策・資質向上事業（県10/10）
6,037千円 （平成23年度 6,037千円）
県内歯科技工所の定着促進及び県内歯科技工士の資質向上を図る。
- 4 公衆衛生学院事業
44,163千円 （平成23年度 38,222千円）
本県の歯科医療の充実を図るため、歯科衛生士を養成する。

市町への補助事業

1 健康増進事業

全体予算 78,981 千円 (平成 23 年度 56,050 千円)

健康増進事業は、健康増進法に基づく検診や健康相談を実施する市町に対する補助事業で、歯周疾患検診はその一部
県民の健康増進対策を推進するため、市町が 40 歳以上の住民を対象に実施する歯周疾患検診に対して補助を行う。 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

〔参考〕

平成 24 年度歯科保健推進事業費予算減の主な理由

事業名(予算)	事業内容(実績)	廃止理由
緊急雇用創出事業 歯科衛生士再就職支援事業 平成 23 年度予算 90,920 千円 平成 23 年 1 月より実施	歯科衛生士の不足に対応するため、歯科医療事業者が離職している歯科衛生士を有期雇用契約労働者として新たに雇用し、歯科診療施設において復職のためのスキルアップ実践研修を実施するとともに、業務に従事させることにより、歯科医療現場での雇用の拡大と新規雇用者の資質の向上を図る。 実績 歯科衛生士 59 名継続雇用の予定	国の平成 22 年度補正緊急雇用創出事業終了による廃止

みえ歯と口腔の健康づくり条例（仮称）中間案

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、歯と口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めることなど県及び県民等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 すべての県民が、生涯を通じて、80 歳で自分の歯を 20 本以上保つ運動（以下「8020 運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診及び保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第 2 章 各主体の責務

（県の責務）

第 3 条 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて、歯と

口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、医療並びに保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくり及び歯科疾患の予防に取り組むよう努めるものとする。

（歯科医療関係者の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療に係る者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

第3章 各主体の役割

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割）

第7条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う活動との連携及び協力を努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、県民の正しい生活習慣の教育と食育の推進に努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

第4章 各主体間の連携等

（市町等との連携、協力及び調整）

第9条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第10条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動など歯科保健医療対策を推進しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的な支援を行うものとする。

第5章 基本的施策

(基本的施策)

第11条 県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努めなければならない。

- 一 すべての県民が、生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備に関する事。
- 二 障がい者、介護を必要とする者、その他定期的に歯科検診や診療を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備に関する事。
- 三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口など科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進、並びに各実施主体がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関する事。
- 四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第5条に基づく児童虐待の早期発見等に関する事。
- 五 歯周病の罹患率が高まる成人期における歯周病の予防対策の推進に関する事。
- 六 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科医療等を受けることが困難な地域をいう。)における歯と口腔に関する保健医療サービスの確保に関する事。
- 七 市町等関係機関と連携し、平時における災害に備えた歯科医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関する事。
- 八 歯と口腔の健康づくりに携わる者の人材育成並びに確保及び資質の向上に関する施策の推進に関する事。
- 九 歯と口腔の健康づくりに関する定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究の推進に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進に関する事。

第6章 計画

(計画)

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会等の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7章 調査

(調査)

- 第13条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第8章 財政措置等

(財政措置等)

- 第14条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9章 その他

(いい歯の日及び8020推進月間)

- 第15条 県は、歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりへの取組が積極的に行われるよう、毎年11月8日を「いい歯の日」とし、11月を「8020推進月間」とする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案の概要

条例検討の背景及び経緯

三重県では、平成13年3月に、県民の健康づくり総合計画である「ヘルシーピープルみえ・21」を公表するとともに、平成14年4月より「三重県健康づくり推進条例」を制定し、歯科保健対策を実施してきました。

しかし、本県の12歳の虫歯はワースト3位、17歳の虫歯はワースト2位であり、県内でも地域差が大きいなど歯と口腔の健康を取り巻く現状には多くの課題があります。

また、昨年8月には、国でも歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、歯と口腔の健康の推進に向けた環境が整いつつあり、他県でも歯と口腔に関する条例づくりが相次いでいます。こうした背景のもと、本県議会においても条例の検討を進めています。

目的

歯と口腔の健康が、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、県及び県民等の責務と役割を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進することで、すべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とします。

基本理念

県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進
 すべての県民が生涯を通じて歯と口腔の検診や保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進
 関連機関における施策との連携を図り、総合的かつ計画的に推進

各主体の責務・役割

県 県民 歯科医療関係者、市町、保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等、事業者及び保険者 の責務・役割・連携等を定めています。

県の基本的施策

すべての県民が生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備
 障がい者、要介護者、その他定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者並びに妊産婦・乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備
 学校等におけるフッ化物洗口など効果的な歯科保健対策の推進、フッ化物洗口を実施する者に対する助言・支援
 児童虐待の早期発見等(歯科医療関係者と協力)
 成人期における歯周病の予防対策の推進
 中山間地域等における歯科保健医療サービスの確保
 平時における災害に備えた歯科医療体制の整備、災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保(市町等関係機関と連携)
 人材の育成・確保、資質向上に関する施策の推進
 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防・医療に関する研究の推進 など

計画の策定

知事は基本計画を策定
 議会の議決を経て決定
 県民意見の反映
 施策の実施状況の公表

調査

実態調査の実施
 調査結果の公表
 施策等への反映

財政措置等

必要な財政上の措置
 人員の配置

普及・啓発

11/8「いい歯の日」
 11月 -
 8020 推進月間

みえ歯と口腔の健康づくり条例（仮称）中間案の体系

義務規定 努力規定

総則

目的(第1条)

歯科口腔保健推進法に基づき
 (歯と口腔の健康づくりが)県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ
 歯と口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め
 県及び県民等の責務と役割を明らかにし 県施策の基本的な事項を定め
 施策を総合的かつ効果的に推進し もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与

基本理念(第2条)

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。
 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進
 すべての県民が生涯を通じて8020運動の意義を踏まえて、歯と口腔の検診や保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進
 関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進

第2章 各主体の責務

県の責務(第3条)

・施策を総合的に策定・実施する

県民の責務(第4条)

・自ら進んで全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりに関心と理解を深め正しい知識を持つ
 ・歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりと歯科疾患の予防に取り組む

歯科医療関係者の責務(第5条)(歯科医師 歯科衛生士 歯科技工士等)

・県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進施策に協力する
 ・関係機関等との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供する

第3章 各主体の役割

市町の役割(第6条)

・施策を継続的かつ効果的に推進する

保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割(第7条)

・歯と口腔の健康づくりの推進 他者が行う活動と連携・協力する
 ・県民の正しい生活習慣の教育、食育を推進する

事業者及び保険者の役割(第8条)

・事業者は、事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の取組を推進する
 ・保険者は、被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の取組を推進する

第4章 各主体間の連携等

市町等との連携、協力及び調整(第9条)

・県は、施策を策定・実施するに当たっては、市町等関係団体との連携・協力・調整する

市町への支援等(第10条)

・市町が基本的計画を定め8020運動など歯科保健医療対策を推進する場合、県は求めに応じ情報提供や専門的支援を行う

第5章 基本的施策

基本的施策(第11条)

県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努める

- 一 すべての県民が生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備
- 二 障がい者、要介護者、その他定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者並びに妊産婦・乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備
- 三 学校等におけるフッ化物洗口など科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進 並びに各実施主体がフッ化物洗口を行う場合における助言・支援
- 四 児童虐待の早期発見等(歯科医療関係者と協力)
- 五 成人期における歯周病の予防対策の推進
- 六 中山間地域等における歯と口腔保健医療サービスの確保
- 七 平時における災害に備えた歯科医療体制の整備 災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保(市町等関係機関と連携)
- 八 人材育成・確保 資質向上に関する施策の推進
- 九 定期的な調査 歯科疾患に係る効果的な予防・医療に関する研究の推進
- 十 その他 歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進

第6章 計画

計画(第12条)

・知事は、施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、基本計画を定める
 ・基本計画は、中長期的な目標、基本方針、施策の方向その他必要な事項を定める
 ・基本計画を定めようとするときは、あらかじめ三重県公衆衛生審議会等の意見を聴き、議会の議決を経る
 ・基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映するための必要な措置を講じる
 ・毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告し、公表する
 ・基本計画の変更についても、県公衆衛生審議会及び県民の意見を聴取・反映する

第7章 調査

調査(第13条)

・知事は、施策を策定し評価するための基礎資料として、概ね5年ごとに歯科疾患の罹患状況等の実態調査を行う
 ・知事は、調査結果を公表し、その結果を検証のうえ施策の推進、基本計画の見直しに反映させる

第8章 財政措置等

口財政措置等(第14条)

・施策を推進するため、必要な財政上、人員の配置その他の措置を講ずる

第9章 その他

いい歯の日及び8020推進月間(第15条)

・毎年11月8日「いい歯の日」 毎年11月8020推進月間

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の経過・予定（案）

第1回検討会	9月22日	正副座長の選出	今後の進め方
第2回検討会	10月13日	国及び本県の現状と課題	歯科保健に係る現状認識
第3回検討会	11月8日	条例の目的及び基本理念	
第4回検討会	12月19日	条例の目的及び基本理念	各条項の検討
第5回検討会	1月5日	条例素案について検討	
第6回検討会	1月16日	参考人招致	条例素案について検討
第7回検討会	1月31日	条例中間案の検討（中間案の完成）	

パブリックコメント 2月2～15日 県議会HPで掲載し、市町や関係機関等に周知

第8回検討会 2月13日 執行部からの意見聴取

第9回検討会 2月21日 条例中間案の修正 パブコメ意見に対応した条例案の検討
(参考人招致)

全員協議会 2月23日 条例最終案の報告（意見交換）

第10回検討会 2月27日 全員協議会での意見を受けて検討

条例案 2月末～ 代表者会議(未定)へ報告 議会運営委員会(未定)
(2/28～3/1で設定)

本会議 追加議案上程 3/2(予定) 委員会審査 3/7 本会議採決 3/19

市町の取組を選定するに当たっての参考資料

○条例中間案に対する市町からの意見

番号	市町名	項目	意見
1	A町	第5章 基本的施策 第11条 第三号	<p>フッ化物洗口推進は、基本的施策の中に必ずいれてほしい。</p> <p>また、三号の文章表現（効果的な歯科保健対策の推進）に含まれているととらえているが、住民にも関係機関にも十分理解を得たうえで推進していく必要があるため、フッ化物が科学的根拠に基づき、効果的であるという正しい知識の普及啓発が大切と思われる。</p>

○歯科保健対策に積極的に取り組んでいる市町の事例

【名張市】

乳幼児の歯科保健に熱心に取り組むとともに、成人の歯周疾患検診の受診率の向上のために、歯科医師会と連携して高い受診率をあげています。

【志摩市】

志摩市健康づくり計画の中で高い目標の歯科保健指標を掲げその達成のために努力しています。特に乳幼児期のう蝕予防に対して積極的で、市内すべての幼稚園・保育園においてフッ化物洗口が実施されることを目指しており、フッ化物洗口を実施している施設を卒園した児童は、う蝕が少ないという結果が出ています。

【伊勢市】

乳幼児の歯科保健に熱心に取り組むとともに、成人の歯周疾患検診の受診率の向上のために、歯科医師会と連携して高い受診率をあげています。

【紀宝町】

県内でも、特にう蝕の多い地域であるが、健康のために正しい生活習慣を啓発する中で、歯科保健については、各ライフステージごとにきめ細やかな取組を行っています。町の歯科衛生士が大変活躍しています。

【大台町】

乳幼児のう蝕が多かったことを受け、地域歯科医師会等と連携を深め、地道できめ細やかな施策を行っており、その成果が出てきています。

【菟野町】

乳幼児のう蝕予防施策を熱心に取り組むとともに、成人においては、特定保健指導の中で歯科検診やメタボリック予防教室において、噛むことを通した指導など先進的な取組を行って、効果が出てきています。

名 張 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない幼児の割合(3歳6か月健診の統計)	75.59%	22年度	75%	26年度
むし歯のない児童生徒の割合(学校保健の統計)	37.58%	22年度	38%	26年度
歯周疾患検診受診率(名張市歯周疾患検診)	15.60%	22年度	25%	26年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付時の啓発 母と子のよい歯のコンクール 1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健診での歯科保健指導、相談 保育所(園)・幼稚園歯科検診 保育所(園)歯科保健教室 子育てサークルでの歯科教室 歯科相談・保健指導(子ども支援センターかがやき、乳幼児相談)
学校歯科保健対策	小・中学校歯科検診
成人歯科保健対策	歯の健康相談 歯と口の健康教室 歯周疾患健診
高齢者歯科保健対策	介護予防事業(特定高齢者) 高齢者学級・一般高齢者対象歯科教室 いい歯の8020表彰
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	市広報・タウン誌への健康情報の掲載 パンフレットの配布(母子手帳交付時、1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健診、離乳食教室、歯科相談時など) ラジオでの健康情報の発信 「母と子のよい歯のコンクール」での展示、無料検診の実施、健康情報の提供 「名張市健康フェスティバル」での展示、無料検診の実施、健康情報の提供 「桔梗が丘公民館まつり」での無料検診の実施、健康相談
研修	歯科医師による講話「歯周疾患について」

志 摩 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標		現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない子ども(3歳児)		61.6%	20年度	80.0%以上	24年度
1人平均むし歯の本数(12歳)		2.26本	20年度	1歯以下	24年度
歯が20本以上ある人	60～64歳	—	20年度	95.0%以上	24年度
	80～84歳	—	20年度	43.0%以上	24年度
歯ぐきから出血する人	20歳代	56.6%	20年度	35.0%	24年度
	30歳代	60.2%	20年度	35.0%	24年度
	40歳代	59.0%	20年度	35.0%	24年度
	50歳代	53.6%	20年度	35.0%	24年度
8020運動を知っている人		37.0%	20年度	75.0%以上	24年度
歯周病関連用語を認知している人		7.0%	20年度	30.0%	24年度
1日2回以上歯磨きをする人		65.1%	20年度	95.0%	24年度
定期的な歯科検診受診者数	1歳6か月児健診を受診した子どもをもつ子育て世代	24.7%	20年度	70.0%以上	24年度
	全体	33.5%	20年度	70.0%以上	24年度
かかりつけ歯科医をもつ人		79.1%	20年度	95.0%以上	24年度
歯間清掃用具を使用する人	40歳代(35～44歳)	32.5%	20年度	75.0%以上	24年度
	50歳代(45～54歳)	38.9%	20年度	75.0%以上	24年度
2歳児歯科教室に参加する人		75.7%	20年度	90.0%	24年度
2歳6か月児歯科教室に参加する人		65.9%	20年度	85.0%	24年度
フッ化物塗布を受けたことがある子ども(年2回以上)		32.0%	20年度	50.0%	24年度
3歳児健診でフッ化物塗布を受けた子ども		86.6%	20年度	95.0%	24年度
フッ化物洗口を実施している施設数(4・5歳児)		12施設	20年度	25施設(全施設)	24年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子手帳の交付時に歯科のパンフレットとキシリトールガムの配布 保健師による歯科指導・相談(7か月児、12か月児にチラシを用いて実施) 歯科衛生士による歯科教育・相談(12か月児にむし歯予防の話・歯みがき指導、保護者に対して歯周疾患予防の話を実施。保護者にデンタルフロスの配布) 1歳6か月児・3歳児歯科健康診査、フッ化物塗布 2歳児・2歳6か月児歯科教室(歯科衛生士・保健師による講話、歯科健康診査、フッ化物塗布。2歳6か月児歯科教室実施時、保護者へデンタルフロスを配布) フッ化物塗布事業(4歳児・5歳児) フッ化物洗口事業(4歳児・5歳児、洗口希望の市内保育所・幼稚園で実施) 親と子のよい歯のコンクール(お口の健康まつり) 健康志摩21推進事業(歯と口の健康分野)
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での歯科健康教育(ごっくん体操や歯科に関する講話等) お達者サポーターによるごっくん体操の教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議 ・代表者会議 ・職域への連携
普及・啓発	広報誌の歯科保健情報の掲載
研修	

伊勢市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
定期的に歯科健診を受ける人を増やす	21.1%	16年度	34.7%以上	27年度
現在歯数を増やす	60歳 23.9本 70歳 16.7本	16年度	20本以上 (70歳)	27年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 妊婦歯科健康診査 1歳6か月児・3歳児健康診査 幼児歯科保健事業 ・むし歯バイバイ教室(フッ化物塗布) ・3歳児フッ化物塗布 ・歯科保健教室 親と子のよい歯のコンクール 育児サークル
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	歯周疾患検診 健康の日における啓発事業 健康づくりアドバイザー養成講座
高齢者歯科保健対策	高齢者口腔総合健康診査 訪問口腔指導 二次予防事業での口腔機能向上事業 一次予防事業での口腔機能事業
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	広報、ケーブルテレビ、ホームページ等 各事業でのチラシ配布
研修	

紀 宝 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
12歳児1人平均う歯数の半減	3.5本	21年度	1.75本	31年度
12歳児未処置者率の半減	78.1%	21年度	39.1%	31年度
3歳児1人平均むし歯本数 1歯以下 (現状維持)	0.9	22年度	1.0以下	27年度
むし歯のない3歳児の増加	72.5%	22年度	78.0%	27年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 プレママ教室、歯科衛生教育 乳幼児健診等での歯科保健指導(個別) 1歳6か月歯科健診、2歳児歯科健診、2歳6か月歯科健診、3歳児歯科健診 歯科健診時に個別の仕上げ歯みがき指導、フッ化物歯面塗布 7・8か月離乳食教室での歯科保健指導 健康まつりで歯科健診 幼稚園での歯みがき教室(在園児と保護者対象) 5歳児対象歯みがき教室(幼稚園・保育所) 母と子のよい歯のコンクール 子育て支援センターでの歯みがき指導(随時) 保育所での定期歯科健康診査
学校歯科保健対策	幼稚園、小・中学校での定期歯科健康診査 児童・生徒のよい歯のコンクール 小学校、中学校での歯科保健指導 小学3年生歯みがき教室(位相差顕微鏡で口腔内細菌を観察) 学校保健会、歯科保健プロジェクト会議において意見交換、連携
成人歯科保健対策	健康増進法による健康手帳の交付 健康増進法による40・50・60・70歳歯周疾患検診 栄養教室において口腔衛生と生活習慣病についての講話 糖尿病予防教室において歯周病と糖尿病の関わりについて講話 こころとからだの美人講座(更年期の女性対象の教室)において講話
高齢者歯科保健対策	口腔機能向上についての集団指導、個別相談(健康相談、地区巡回) 口腔ケアについての講話、嚥下体操(介護予防事業) 老人会において口腔ケア講話 介護者家族向け口腔ケア講話 健康まつり 8020コンクールのための健診
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	児童デイサービス事業所での歯科保健指導
体制整備	歯科保健プロジェクト会議(年2回) 学校保健会との連携 保育所、幼稚園との連携 地域8020推進会議への出席 歯科医師会との連携 地域包括ケア会議への出席 福祉課、地域包括支援センターとの連携
普及・啓発	広報での歯のワンポイントコーナー(毎月) (広報6月号は歯の衛生週間特集ページ) 健康まつり歯科健診、フッ化物洗口体験コーナー 保育所保護者向け「食育だより」発行(管理栄養士、歯科衛生士)
研修	看護学校実習生を対象に地域歯科保健について紹介

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連		
	検 診	教 育	相 談					予 防	歯科 医師	歯科 衛生士	保健師				栄養士	その他
妊産婦・乳幼児期	プレママ教室歯科保健指導	○	○	○	3	妊産婦	集団	8	1	1	1	0		プレママ教室		
	乳幼児健診 4・10か月児	○	○	○	12	4・10か月児	集団	178	1	5	1	0	0		乳幼児健診	
	7・8か月、離乳食教室	○	○	○	6	7・8か月児	集団	19	1	0	1	0	0		7・8か月、離乳食教室	
	1歳6か月児歯科健診F配布	○	○	○	4	1.6~1.9歳児	集団	90	1	2	5	1	0		1歳6か月児健診	
	2歳児歯科健診、F配布	○	○	○	4	2.4~2.9歳児	集団	88	1	2	1	2	0		経過観察	
	2歳6か月児歯科健診、F配布	○	○	○	4	2.10~3.3歳児	集団	82	1	2	1	2	0		経過観察	
	3歳児歯科健診、F配布	○	○	○	4	3.4~3.9歳児	集団	92	1	2	5	1	0		3歳児健診	
	保育園での歯科保健指導	○	○	○	4	在園児と保護者	集団	365	1		1		0		保育園保育参観等	
	5歳児の歯みがき指導	○	○	○	6	幼稚園保育所年長児	集団	84	1		1		0		幼稚園・保育所保育時間	
	のびのびキッズ(ワンポイント)	○	○	○	1	乳幼児と保護者	集団	35	1	1	1	3	0		のびのびキッズ広場	
	通園めだかでの歯科指導	○	○	○	1	施設利用の母子	集団	22	1	1			0		児童デイサービス	
	通園めだかでの歯科健診	○	○	○	1	施設利用の児	集団	17	1	1			0		歯科医師会主催の事業	
	子育て支援センターにて歯みがき指導	○	○	○	3	支援センター利用者	集団	22					0		子育て支援センター、健康づくり推進課	
	保育園での定期歯科健康診査	○	○	○	それぞれ年間	在所児	集団		1						町福祉課	
	母子のよい歯のコンクール	○	○	○	1	対象の母子	集団	4	2	1					県、市、歯科医師会	
幼稚園、小・中学校での定期歯科健康診査	○	○	○	それぞれ年間	在園児、在校生	集団		1						町教育委員会、歯科医師会		
児童・生徒のよい歯のコンクール	○	○	○	1	各学校代表者	集団		5						県教育委員会、歯科医師会		
小学校歯みがき教室	○	○	○	16	小学生	集団	348	1		1	1	0		学校保健会、健康づくり推進課		
小学校歯みがき教室	○	○	○	1	成川小5・6年生	集団	35	1	2			0		歯科医師会主催の事業		
幼稚園での歯科保健指導	○	○	○	1	在園児と保護者	集団	88		1		1	0		幼稚園懇談会		
口腔機能向上について講話	○	○	○	1	一般	集団	1	1	1	2	3	0		介護予防事業		
歯周疾患検診(集団)	○	○	○	1	40・50歳	集団	10	1	3			0		骨健診、肝炎検診		
歯周疾患検診(個別)	○	○	○	2ヶ月間	40・50歳	個別	9	1	1			0	○			
栄養教室	○	○	○	1	栄養教室参加者	集団	3	1				0		栄養教室		
糖尿病予防教室	○	○	○	1	糖尿病予防教室参加者	集団	15	1	1	1	2	0		糖尿病予防教室		
こころからだの美人講座	○	○	○	1	成人女性	集団	8	1	1	1	1	0		更年期対策		

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検診	教育	相談 予防					歯科医師	歯科衛生士	保健師	栄養士			
高齢期	介護予防事業	○		○	5	特定高齢者	集団	60		1	1	1	0	介護予防事業
	介護予防事業(DH参加)	○		○	14	一般高齢者	集団	220		1	1	2	0	防衛運動
	介護予防事業(DH参加なし)	○		○	61	一般高齢者	集団	739		0	1	2	0	防衛運動
	歯周疾患検診(集団)	○	○	○	1	60・70歳	集団	15	1	3			0	骨髄診、肝炎検診
	歯周疾患検診(個別)	○	○	○	2ヶ月間	60・70歳	個別	12	1	1		1	0	○
	口腔機能向上について講話	○		○	1	一般	集団	26	1	1	2	3	0	介護予防事業
	在宅訪問歯科事業	○	○	○		寝たきり高齢者	個別	2	1				0	
	広報(毎月)での歯のコーナー	○			12	町全世帯			1	1			0	広報保健師コーナー
	介護事業所研修会	○			4	介護事業所職員	集団	80		1			0	事業所研修会
	健康まつり(歯科健診)	○			1	全町民	集団	92	3	3			0	健康まつり
その他	健康まつり(フッ化物洗口)	○		○	1	4歳以上	集団	14		1			0	健康まつり
	看護実習生への講話	○			3	看護実習生	集団	12		1	1	1	0	看護実習
	歯科保健プロジェクト会議				2	委員		30	6	1	1		0	町歯科保健プロジェクト
	保育所風会参加				1	保育所所長		7		1		6	0	定期保育所長会
	地域包括ケア会議参加				3	委員		10		1	1		0	福祉課主催高齢者対策
	地域8020推進協議会参加				1	委員		20		1	1		0	紀宝・御浜・熊野・県・県歯

大 台 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない1歳6か月児の増加	98.7%	20年度	99.0%	23年度
1歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	0.003本	20年度	0本	23年度
むし歯のない2歳6か月児の増加	92.6%	20年度	95.0%	23年度
2歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	0.31本	20年度	0本	23年度
むし歯のない3歳6か月児の増加	53.4%	20年度	60.0%	23年度
3歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	1.55本	20年度	1本	23年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>妊婦から乳幼児期まで歯の大切さを理解し、う蝕予防の大切さを理解し実践できる支援を行っていく。</p> <p>事業内容</p> <p>妊婦等歯科健診</p> <p>3か月頃から未就園児対象に行う乳幼児相談児に栄養相談等を実施</p> <p>1歳6か月児歯科健診とブラッシング指導、栄養相談</p> <p>2歳・2歳6か月・3歳児歯科健診とフッ素塗布・相談事業</p> <p>3歳6か月児歯科健診とブラッシング指導、栄養相談</p> <p>保育園入園の年中・年長者へのフッ化洗口・ブラッシング指導及びその保護者への説明、アンケートによる現状分析の実施</p>
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	<p>歯周疾患検診</p> <p>特定保健指導で、かむことの大切さ歯の健康について伝える。</p>
高齢者歯科保健対策	特定高齢者事業における口腔機能向上教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	<p>歯周疾患検診受診率が低いため、松阪地区歯科医師会協力のもと無料で検診を実施。</p> <p>また、集団がん検診時に同時実施し、かむかむガムチェッカーで自分自身の現状を理解し検診受診のきっかけ作りをする。</p>
普及・啓発	<p>2回/日歯磨きをしている人は健康意識調査(回収率 59.3%)のうち、54.7%であるが、国保レセプトデータでは若い年齢層の歯周病罹患率が高いため、正しい歯磨きの方法や歯周疾患検診の利用方法などを周知していく。</p>
研修	<p>歯と口の健康づくり学集会を実施し、保育園から学校現場にフッ化洗口をつなげるにはどのようにすればよいか話し合いを行う。</p>

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容				回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとの従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連	
	検診	教育	相談	予防					歯科医師	歯科衛生士	保健師	栄養士				その他
妊産婦・乳幼児期	妊婦等歯科健診事業	○				妊婦とその配偶者	個別	20					無料	○		
	1歳6か月児歯科健診	○	○		6	1歳6か月児	集団	63	1	2	4	2	無料		2	
	幼児歯科健診とフッ素塗布	○		○		2歳児 2歳6か月児 3歳児	個別	120					無料	○		
	3歳6か月児歯科健診	○	○		6	3歳6ヶ月児	集団	88	1	2	4	2	無料		2	
フッ化洗口事業とブラッシング指導	○	○		215	保育園年長・年中児	集団	22,200	2	3	1	3	無料				
学齢期																
成人期	歯周疾患検診	○				30歳～74歳まで	個別	41					課税世帯 600円 非課税世帯 無料	○		
	特定保健指導	○	○	○		特定保健指導参加者	個別	11			1		無料			
高齢期	口腔機能向上教室	○			6	特定高齢者該当者	集団	10		1	1		無料	○		
その他																

菰野町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない3歳児の増加(有病率の低下)	80.10%	21年度	現状維持 増加傾向	26年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母と子のよい歯のコンクール 母子健康手帳の交付時の指導 母子保健教室(赤ちゃん歯磨きファーストレッスン、にこにこ歯磨きレッスン) 乳幼児歯科相談 1歳6ヶ月児健診・歯科相談 2歳6ヶ月児健診・(フッ素塗布) 3歳児健診
学校歯科保健対策	歯科健診時の個別検診 学校保健委員会への参加 校医を通してから四日市歯科医師会の「歯磨き指導」参加
成人歯科保健対策	特定保健指導 歯科教室 メタボ予防及び悪化防止教室(歯科教室) 集団検診時の歯に関するパンフレット設置
高齢者歯科保健対策	介護予防教室 歯科教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	三泗地域連絡会(四日市歯科医師会管内)
普及・啓発	歯の衛生週間にポスター貼付、防災無線での周知
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容				回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連	
	検診	教育	相談	予防					歯科 医師	歯科 衛生士	保健師	栄養士				その他
妊産婦・乳幼児期	赤ちゃん歯みがき フアーストレッスン	○	○	○	○	3	集・個	68	0	2	1	0	0	2		
	にこにこ歯磨きレッスン	○	○	○	○	3	集・個	36	0	2	1	0	0	1		
	乳幼児歯科相談		○			4	個	80	0	2	1	0	0	0		
	1歳6ヶ月児健診・歯科相談	○				8	集・個	334	1	1	8	1	0	7	個別相談78人	
	2歳6ヶ月児健診	○				8	集	329	1	3	8	1	0	7		
	3歳児健診	○				8	集	351	1	0	8	1	0	10	食育事業も実施	
	歯みがき指導		○			1	集						0		四日市歯科医師会	
	歯みがき指導		○			1	集	83					0		四日市歯科医師会	
成人期	特定保健指導 歯科教室	○	○	○		2	集・個	13	1	4	4	2	0	0	四日市歯科医師会 歯科衛生士会	
	メタボ予防教室	○	○	○		1	集・個	28	1	4	5	2	0	0	四日市歯科医師会 歯科衛生士会	
高齢期	歯つらつ健口教室	○		○		12	集	97		3		1	0	1	四日市歯科医師会 歯科衛生士会 歯科技工士会	
その他																